

河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために 利用する施設に係る占用の特例に関する取扱いについて

(趣旨)

第1 この取扱いは、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第四章の規定に基づき、河川管理者が指定する都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例措置に関する事務処理の適正を図るため、別に定めるものによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市・地域再生等利用区域 準則第22第1項の規定に基づき、河川管理者が指定する都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域をいう。
- (2) 都市・地域再生等占有施設 都市・地域再生等利用区域において都市及び地域の再生等のために利用する施設であって、準則第22第3項各号に掲げられた施設をいう。
- (3) 都市・地域再生等占有方針 都市・地域再生等占有施設に関する占有方針をいう。
- (4) 都市・地域再生等占有主体 都市・地域再生等占有施設の占有主体をいう。
- (5) 公的占有者 準則第23の占有の許可を受けた準則第22第4項第1号に掲げる者をいう。
- (6) 施設使用者 準則第25第2項の規定に基づき、都市・地域再生等占有施設について、公的占有者と使用契約を締結して使用する者をいう。

(準則第四章に規定する占有に関する手続等)

第3 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例措置に関する許可手続等の標準的な流れは、別紙1－(1)のとおりである。

2 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例措置に関する許可手続等の標準的な枠組は、別紙1－(2)のとおりである。

(都市・地域再生等利用区域の指定)

第4 知事は、地元市町長から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望を受けた場合において、治水上又は利水上の支障がないと認められ、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認めるときは、都市・地域再生等利用区域を指定することができる。

2 地元市町長は、都市・地域再生等利用区域の指定等について要望するときは、要望書

に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 都市・地域再生等利用区域指定図（地図に指定区域を図示したもの）
- (3) 都市・地域再生等利用区域を指定する河川区域の概要
- (4) 都市・地域再生等利用区域を指定する河川区域の周辺地域の概要
- (5) 都市・地域再生等占用主体の説明書（名称，所掌事務等）
- (6) 都市・地域再生等占用施設の説明書（種類，数量，管理方法等）
- (7) 利用計画（スケジュール表を含む。）
- (8) その他参考資料

（ヒアリングの実施）

第5 知事は，都市・地域再生等利用区域の指定をしようとするときは，準則第8から第11までの基準に適合するか否か，かつ，都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資するか否かの確認をするため，地元市町長に対してヒアリングを実施するものとする。

2 知事は，前項の規定にかかわらず，地元市町長が要望書を提出する前に知事に事前協議を行ったときは，その事前協議をもって前項のヒアリングに代えることができる。

（地域の合意）

第6 知事は，都市・地域再生等利用区域の指定をしようとするときは，河川管理者，地元市町長等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等を活用することにより，地域の合意が図られていることを確認するものとする。

2 知事は，前項の規定にかかわらず，地元市町長への意見照会等によって地域の合意を確認することができる。

（都市・地域再生等占用方針）

第7 知事は，都市・地域再生等占用方針を定めるに当たり，地域から意見，要望等がある場合において必要があると認めるときは，それらの意見，要望等に的確に応じることができるよう必要な許可条件等を設けるものとする。

（都市・地域再生等利用区域の公表）

第8 知事は，都市・地域再生等利用区域を指定したときは，準則第22第7項の規定に基づき，その旨を広島県ホームページに掲載するものとする。

（都市・地域再生等占用主体）

第9 知事は，地方公共団体の委託を受けて，その委託を受けた範囲内で都市・地域再生等利用区域において公益性のある事業又は活動を行う者を，準則第22第4項第1号に掲げる者として，都市・地域再生等占用主体とすることができる。

(施設使用者等の要件)

第10 施設使用者及び準則第22第4項第2号に規定する者(以下「施設使用者等」という。)は、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者。

※ア 暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。

※イ 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

※ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりをもつ次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為を行うおそれがある者

(イ) 暴力団又は暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者。

(5) 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当する者。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合の施設使用者等の対象者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法人 当該法人の役員、支配人、支店及び支店に準ずる営業所の代表者

(2) 個人 本人若しくはその使用人のうち支配人、支店及び支店に準ずる営業所の代表者

(広島県暴力団排除条例の適用等)

第11 施設使用者等は、広島県暴力団排除条例(平成22年条例第37号)第10条及び第11条の規定に違反する行為を行ってはならない。

2 施設使用者等は、その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としてはならない。

3 施設使用者等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与すること。

(2) 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的及び儀礼的なもの

と認められる限度を越えた贈答を行うなど、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) その行う事業に関し、情を知って、次の各号のいずれかに該当する事業者を利用すること。

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 第1号に規定する行為をし、又は前号に規定する関係を有している事業者

(4) 情を知って、前号アに該当する事業者資金等を提供し、又は便宜を供与すること。

※ア 暴力団員等とは、暴力団員及び現に同条例第19条第3項の規定に基づく公表が行われている者をいう。

附 則

この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。

この取扱いは、平成29年8月18日から施行する。